

新潟市電線共同溝保安細則

（目的）

第1条 この細則は、新潟市電線共同溝管理規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、電線共同溝の保安、防災の徹底を図ることを目的とする。

（鍵の管理）

第2条 電線共同溝のマンホール及びハンドホールへの入溝に必要な鍵は、道路管理者が保管するものとし、必要に応じて占有者及び請負者に鍵を貸与することができる。なお、占有者及び請負者は、鍵の使用責任者及び入溝責任者を定めて電線共同溝鍵貸出簿（別記第1号様式）に必要事項を記入し、道路管理者の確認を受けた上で、鍵の貸与を受けるものとする。その際、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 鍵の使用責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を執り、道路管理者の確認を受けた目的以外に使用してはならない。
- (2) 原則として、鍵は毎日、作業終了後、道路管理者に返納すること。ただし、休日、夜間等やむを得ない場合は、道路管理者が定める期日までに返納すること。
- (3) 鍵を返却するときは、電線共同溝鍵貸出簿に必要事項を記入して鍵を返納し、道路管理者の確認を受けること。
- (4) 鍵の複製は禁止する。

（緊急時用の鍵貸与）

第3条 道路管理者は、緊急時（事故・災害時等）の対策用に電線共同溝のマンホール及びハンドホールへの入溝に必要な鍵を占有者に長期間貸与することができる。なお、長期間貸与の対象となる占有者は、事故・災害等により緊急な対策が必要となる占有者とし、そのうち道路管理者が認める占有者とする。

占有者は鍵の管理責任者を定め電線共同溝鍵長期貸与申請書（別記第2号様式）に必要事項を記入のうえ申請し、許可、貸与を受けるものとする。その際、次の各号を遵守しなければならない。

- 1) 鍵の管理責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を執り、貸与された目的以外に使用してはならない。
- 2) 事故・災害等により緊急に入溝をする場合は、「規程」第8条によるものとする。
- 3) 鍵の最長貸与期間は6箇月とし、更新する場合は再度、電線共同溝鍵長期貸与申請書により申請するものとする。ただし更新時は当該鍵の現物確認を道路管理者が行うものとする。
- 4) 貸与期間中に道路管理者は必要により当該鍵の現物確認を求めることができる。
- 5) 貸与期間中に鍵を返却するときは、電線共同溝鍵長期貸与申請書と鍵を持参し道路管理者の確認を受けるものとする。
- 6) 鍵の複製は禁止する。

(入溝の記録)

第4条 電線共同溝に入溝した者は、電線共同溝入溝日誌（別記第3号様式）に必要な事項を記載の上、道路管理者に提出しなければならない。

(入溝時の事故防止)

第5条 道路管理者、占有者及び請負者は、電線共同溝のマンホール及びハンドホールへの入溝に際して関係法令の外、次の各号を遵守し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 入溝する場合は、入溝責任者が現地に常駐し、電線共同溝入溝承認書及び緊急連絡系統図（別記第4号様式）を携行すること。
- (2) 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用すると共に、入溝責任者は身分証明書を携帯すること。
- (3) 入溝責任者は、入溝前に電線共同溝内の有毒なガス等の有無を確認すること。
- (4) 電線共同溝のマンホール及びハンドホール内での火気使用については、道路管理者が承認した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用にあたっては、消火器を携帯すること。
- (5) 電線共同溝のマンホール及びハンドホール内は、禁煙とする。
- (6) 電線共同溝の構造及び収容物件に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じるものとする。
- (7) 歩行者及び車両等道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵及び工事標識等を設けると共に、原則として保安要員を配置するものとし、夜間は赤色灯を設置するなど、道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。
- (8) 工事等は、道路交通に著しい支障を及ぼさない時間帯に行うこと。
- (9) 入溝完了後は、点検、工事用資機材を速やかに搬出し、入溝区域内の掃除を行うこと。

(細則に関する疑義等)

第6条 この細則に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

(その他)

第7条 道路管理者は、入溝に関する技術上の基準、施工要領、事務取扱要領等を別に定めることができるものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月30日から施行する。

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

電線共同溝長期鍵貸与申請書

年 月 日

新潟市長 様

占有者
住 所
氏 名
担当者 TEL 印

新潟県電線共同溝保安細則第 3 条に基づき、電線共同溝の鍵の長期貸与を申請します。

記

1. 鍵の貸与申請期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(最長期間：6 箇月間)

2. 鍵の管理責任者 会社名： 連絡先：TEL
住 所：
氏 名： 緊急時：TEL

3. その他

.....
占有者
住 所
氏 名
担当者 TEL 様

新潟市長

新潟県電線共同溝保安細則第 3 条に基づき、上記申請の電線共同溝の鍵の長期貸与を許可します。

記

1. 鍵の刻印番号

2. 鍵の貸与期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. その他

- (1) 緊急時の対応として入溝した場合は、「規程」第 8 条により入溝承認願及び（作業）完了届を提出すること。
- (2) 貸与期間中に鍵を返却するときは、電線共同溝鍵長期貸与申請書と鍵を持参し、新潟市長の確認を受けること。

電線共同溝入溝日誌

年 月 日（ 曜日）				機 関 名			
路 線 名				入溝責任者			
入 溝 区 間		地先～ 地先		作 業 時 間		～	
				入 溝 人 員		名	
入 溝 目 的							
区 分	No.	項 目	記録	区分	No.	項 目	記録
事前事項	1	作業の施行承認を受けたか		一般事項	1	保安帽，作業服等の安全確認したか	
	2	入溝の承認を受けたか			2	非常用の灯具を確認したか	
	3	火気使用の承認を受けたか			3	開口部の保安施設，要員は確保したか	
	4	入溝の注意事項を再確認したか			4	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
	5	必要な立会者に立会申請したか			5	構内の禁煙を守ったか	
					6	器材を構内に放置していないか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか			7	継続作業で器材が整頓されているか	
	2	非常用消火器を準備したか			8	出溝時に構内外を清掃したか	
	3	空気呼吸器を準備したか			9	マンホール等の施錠を確実に行ったか	
	4	防火シートを準備したか			10	入溝日誌に記入漏れがないか	
特記事項							

決 裁	課 長	課長補佐	課長補佐	まちづくり係	整備係長	維持係長	管理係長	係
起案		決裁		施行		(職・氏名・印) 起案者		
市処理欄								

別記第4号様式（第5条関係）

〇〇地域土木事務所（〇〇区役所）緊急連絡系統図（例）

